聖徳太子没後１４００年記念実行委員会　規約

　（名称）

　第１条　本組織は「聖徳太子没後1400年記念実行委員会」（以下「実行委員会」という。）と称する。

　（目的）

　第２条　実行委員会は、本町に御廟があり町名にも由来する聖徳太子が2021年に没後1400年を迎えるにあたり、地域住民や各種団体が一体となり、太子町の魅力を発信し広く周知することで、町の活性化につなげることを目的とする。

　（事業）

　第３条　実行委員会は、次の各号に掲げる事業を実施する。

　　（1）聖徳太子没後1400年に係るイベントに関すること。

　　（2）聖徳太子に関連した太子町のPRに関すること。

　　（3）その他、第２条の目的を達成するために必要な事項。

　（組織）

　第４条　実行委員会の組織は、別表１に記載する個人及び団体をもって構成する。

　２　実行委員会に次の役員を置く。

　　　　会　長　１名

　　　　副会長　１名

　　　　会　計　１名

　　　　監　事　２名

　（役員の職務）

　第５条　会長は実行委員会を代表し、会務を総括する。

　２　副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

　３　会計は実行委員会の出納その他の会計事務を掌る。

　４　監事は実行委員会の会計を監査する。

　（実行委員会）

　第６条　実行委員会は必要に応じて会長が招集し、会議の議長は会長があたる。

　２　実行委員会は、事業計画及びその他の重要事項を議決する。

　３　実行委員会は、会員の２分の１以上の出席がなければ開くことができない。

　４　実行委員会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長が決定する。

　５　議長は必要と認めたときは、会員以外の者に会議への出席を要請することができる。

　６　会員が代理者を指名した場合、その出席を認める。

　（専門的助言等）

　第７条　実行委員会は、その任務を行うため必要があると認められるときは、専門知識を有する者又は関係行政機関の職員（以下「オブザーバー」という。）から意見を聴くことができる。

２　オブザーバーは、実行委員会に出席し、意見を述べることができる。

　（任期）

　第８条　委員の任期は、実行委員会の設立の日から解散の日までとする。

　（ワーキンググループ）

　第９条　実行委員会は、事業を円滑、かつ、効果的に進めるために、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

　２　ワーキンググループの委員は、会長が選任する。

　３　ワーキンググループは、委員の互選により委員長及び副委員長を置くことができる。

　（事務局等及び名称）

　第10条　実行委員会の事務局を太子町観光・まちづくり協会内に置き、庶務は太子町観光産業課と太子町観光・まちづくり協会が共同で行い、事務局の名称は「聖徳太子地域活性化事務局」とする。

　（経費）

　第11条　実行委員会の経費は、補助金、その他の収入をもってこれに充てることができる。

　（会計年度）

　第12条　実行委員会の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月31日に終わる。

　（その他）

　第13条　この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営について必要な事項は、会長が定める。

　附　則

（施行日）

１　この規約は、平成31年２月６日から施行する。

２　実行委員会の会計年度は、今年度に限り施行の日から始まるものとする。

別表１

（順不同）

|  |
| --- |
| 富田林商工会太子町支部 |
| たいし聖徳市実行委員会 |
| 太子聖燈会の会 |
| 竹内街道にぎわいづくり協議会 |
| 観光ボランティア 太子街人の会 |
| 竹内街道歴史資料館友の会 |
| 太子町婦人会 |
| 区長会 |
| 太子町文化連盟 |
| 花のあるまちづくりの会 |
| 唐川ホタルを守る会 |
| 太子町観光・まちづくり協会 |
| 太子町 |